

東海市条例第20号

東海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海市国民健康保険税条例（昭和44年東海市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.1」を「100分の7.98」に改める。

第4条中「4万5,300円」を「4万6,800円」に改める。

第5条中「100分の3.54」を「100分の3.34」に改める。

第6条中「1万200円」を「1万1,100円」に改める。

第7条中「100分の2.76」を「100分の2.67」に改める。

第8条中「1万1,800円」を「1万3,300円」に改める。

第22条第1項第1号ア中「3万1,710円」を「3万2,760円」に改め、同号イ中「7,140円」を「7,770円」に改め、同号ウ中「8,260円」を「9,310円」に改め、同項第2号ア中「2万2,650円」を「2万3,400円」に改め、同号イ中「5,100円」を「5,550円」に改め、同号ウ中「5,900円」を「6,650円」に改め、同項第3号ア中「9,060円」を「9,360円」に改め、同号イ中「2,040円」を「2,220円」に改め、同号ウ中「2,360円」を「2,660円」に改め、同条第2項第1号ア中「6,795円」を「7,020円」に改め、同号イ中「1万1,325円」を「1万1,700円」に改め、同号ウ中「1万8,120円」を「1万8,720円」に改め、同号エ中「2万2,650円」を「2万3,400円」に改め、同項第2号ア中「1,530円」を「1,665円」に改め、同号イ中「2,550円」を「2,775円」に改め、同号ウ中「4,080円」を「4,440円」に改め、同号エ中「5,100円」を「5,550円」に改め、同条第3項第2号ア中「1,133円」を「1,170円」に改め、同号イ中「1,888円」を「1,950円」に改め、同号ウ中「3,020円」を「3,120円」に改め、同号エ中「3,775円」を「3,900円」に改め、同項第4号ア中「255円」を「278円」に改め、同号イ中「425円」を「463円」に改め、同号ウ中「680円」を「740円」に改め、同号エ中「850円」を「925円」に改め、同項第6号ア中「295円」を「333円」に改め、同号イ中

「４９２円」を「５５５円」に改め、同号ウ中「７８７円」を「８８７円」に改め、同号エ中「９８４円」を「１，１０９円」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の東海市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。